

# 感染症対策と原発事故時の避難、老朽原発の再稼働等に関する 質問・要望書

関西広域連合 防災担当 兵庫県知事 井戸 敏 三 様

## 【要望事項】

1. コロナ禍での避難では、避難スペースは約2倍必要となり、現在の避難所では足りません。そのため、原発事故時の広域避難計画について、抜本的に見直すこと。

見直しについては、避難先市町の状況を聞き取り、意見をくみ取りながら進めること。

現状では避難計画に実効性がないため、関電原発の再稼働は認められないと表明すること

2. 内閣府等の調査では、屋内退避では内部被ばくを防ぐことはできません。そのため、屋内退避を基本とした関西広域連合の広域避難計画について抜本的に見直すこと。

同時に、国に対して、屋内退避を基本とした避難計画を抜本的に見直すよう申し入れること。

3. 12月4日の大阪地裁判決は、大飯原発3・4号の設置許可を取り消すよう命じました。原子力規制委員会自らが定めた「審査ガイド」を無視していることに「看過し難い過誤、欠落がある」と厳しく批判しています。これは他の原発の地震動審査にも当てはまるものです。

そのため、関電の全ての原発について、耐震評価をやり直すよう国に求めること。

とりわけ、国内初となる老朽原発美浜3号、高浜1・2号の再稼働は認められないと表明すること。

日ごろは、兵庫県民の安全を守るために、また、関西広域連合の防災担当として原発事故時の避難計画等に尽力いただきありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症は、世界中で日を追うごとに拡大しています。日本国内だけでも既に2,200名を超える方が亡くなり、兵庫県でも連日100名を超える感染者が続いています。大阪、東京等では医療崩壊の瀬戸際に至っています。

このような中で、兵庫県も6月1日に「新型コロナウイルス感染症に対応した避難所運営ガイドライン」を策定されました。自然災害時に、避難所では1人世帯では3㎡の居住面積と9㎡の共有面積の12㎡、3人世帯では9㎡の居住面積に11㎡の共有面積を加え20㎡が必要とされています。「3密」を避けるため、各地でも避難スペースが拡大されています。7月3日の熊本県球磨川水害では多くの方が被害を受け避難所への入所を求められましたが、実際の避難者は半数以下に限定して運営されました。

また、コロナ禍での原発事故を想定し、8月27日には福井県原子力防災訓練が行われました。そこでは、内閣府と福井県のガイドラインに沿って、一人4㎡の避難スペースの確保、濃厚接触者等の移動には別のバスを準備する等の訓練が行われました。約30名の避難者に4台のバスが必要となり、避難所となった定員400名のホールは30人程の避難者で満員状態になっていました。

私たちは、原発事故時の避難者を受け入れる伊丹市や川西市に申入れに行き、やはり避難所が足りないこと等を担当者から聞きました。感染症対策と避難は両立しないことが実態として浮かびあがっています。コロナ禍で原発事故が起きれば、住民の安全を守ることはできません。

12月4日に大阪地方裁判所は、大飯原発3・4号の設置許可を取り消す判決を出しました。判決では、原子力規制委員会自らが定めた「審査ガイド」を無視していることに「看過し難い過誤、欠落がある」と厳しく批判しています。国の審査の根本が問われたこの判決は、他の原発の耐震安全性にも波及するものです。

他方で、関西電力と国は、老朽原発美浜3号、高浜1・2号を再稼働すると表明しています。しかし、この判決を重視すれば、全ての原発の耐震安全性について評価・審査がやり直されなければなりません。老朽原発の再稼働など、到底許されるものではありません。

さらに、関電の原発マネー還流問題は、株主代表訴訟の裁判が3月に始まることが決まる等、全容の解明はこれからです。

この間も関電の原発では事故や労災が多発しています。大飯3号では一次系配管に亀裂が生じ、高浜3・4号では蒸気発生器細管の損傷事故が4回も立て続けに起きています。「異物」が原因だとしながら、それを見つけることもなく、運転を続けてきました。このような関電が、危険な原発の運転を続ければ、住民の安全を守ることはできません。

現在、関電の原発は全て止まっていますが、電気は足りています。

このような状況を踏まえて、要望と質問を提出します。ご回答をお願いします。

## 【質問事項】

### [1] コロナ禍では、避難スペースとして4 m<sup>2</sup>を確保すること等について

感染症の流行下で原子力災害が発生した場合について、今年8月に内閣府と福井県は連名で「原子力災害における新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン（第1版）」を策定し、8月27日の福井県防災訓練で配布しました。そこでは、避難所のスペース確保として、一人4 m<sup>2</sup>で、前後左右に2 mの通路を設けること等が示されています【別紙1参照】。8月の防災訓練は、それに即して行われました。

また、12月1日の避難計画に関する政府交渉では、内閣府担当者は、上記ガイドラインの内容は、福井県だけでなく、全国の原発事故時の避難スペースの考え方であると明言しました。

1. 原発事故時の避難スペースについて、「一人4 m<sup>2</sup>、2 mの通路確保」という基本方針は、関西広域連合としても共通の認識ですか？

2. 8月の福井県防災訓練について、福井県から連絡はありましたか？訓練を視察されましたか？

3. 現在の広域避難計画では、避難所は足りないのではないですか？

4. 私たちは、おおい町の避難先となっている、伊丹市（10月12日）、川西市市（11月13日）に申入れに行き、コロナ禍での避難スペースは確保できるのか等について議論しました。両市と

も、コロナ禍で避難スペースが約2倍になるため、現行の避難所だけでは足りないと回答されました。また、伊丹市は「避難所は体育館のため、濃厚接触者等の別室は確保できていない」、川西市は「濃厚接触者等には別の施設を用意している。人数にもよるが」とのことでした。

(1) 関西広域連合の防災担当として、伊丹市や川西市等の受入自治体全てに、コロナ禍で避難スペース・避難所が確保できるか等を確認されていますか？

(2) 受入自治体全てに対し、濃厚接触者等の別室や個室が確保できるか確認されていますか。

(3) 受入自治体から問い合わせや相談はありましたか？

## 5. 美浜町住民の関西広域連合での受け入れについて

私たちは福井の住民の皆さんと共に、11月26日に美浜町に申入れに行き、老朽原発美浜3号の再稼働に同意しないよう求めました。

ご存じのように、福井県の嶺南地域では、美浜町だけが県外避難先がなく、避難先は原発立地のおおい町と大野市の2か所だけです。若狭湾の地震や津波で美浜原発が大事故になれば、同じ若狭湾沿岸のおおい町にも地震等の被害が及ぶ可能性は高く、その場合はおおい町住民も避難することになります。そのとき大野市側に風が吹いておれば、美浜町住民は避難することができません。

これについて、美浜町の防災担当者は「他の市町の避難先の避難所を使うことも検討するよう、機敏に動くように内閣府・県から指導されている」と述べ、事故時に福井県内か関西広域連合と連携して、別の市町の避難所を使うことになるかと答えました。12月1日の政府交渉でも内閣府は同様の回答でした。

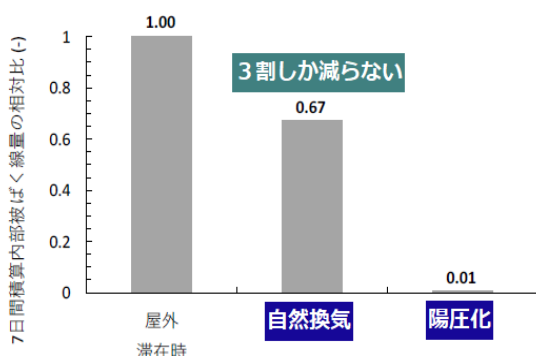
避難先自治体が被災した場合に別の避難先を探すことはありうることです。しかし、美浜町の場合、おおい町も被災する可能性があることは事前に予測が可能です。それにも関わらず、おおい町を避難先から外すことはなく、いざとなれば、事故時に関西広域連合にも協力を頼むとのことでした。

(1) 関西広域連合として、美浜町の避難先自治体を決めているのでしょうか？

(2) 事故時に「機敏に」、在宅の要援護者約1,000名を含む約9,300名の美浜町住民の受け入れは可能でしょうか？

(3) 福井県と関西広域連合の避難所マッチング作成時に、美浜町の避難先として兵庫県の避難所がないのは、なぜですか？福井県・美浜町の意向だったのでしょうか？

## 6. コロナ禍での避難について、また、美浜原発事故時の受け入れについて、福井県と協議はされていますか？



**[2] 屋内退避では、内部被ばくを防げないことについて**

内閣府（原子力防災担当）及び原子力研究開発機構は、今年3月に「原子力災害発生時の防

災措置－放射線防護対策が講じられた施設等への屋内退避－について〔暫定版〕（2020年3月）」（以下「内閣府等の報告」）を出しました\*。そこでは、図のように、放射線防護対策（陽圧化）をした施設では、99%内部被ばくを低減できるといいます。しかし、防護対策がない場合、気密性が非常に高い家屋（北海道等で適用される次世代省エネルギー住宅基準）でも、屋外と比べて3割しか低減しないという結果が出ています。木造家屋では効果はさらに低いと思われ、内部被ばくは避けられません。

（図中の「自然換気」とは、放射線防護対策のない通常の家屋で、窓を閉めた状態）

※ 「内閣府等の報告書」 上記図は、P16 図9より

[https://www8.cao.go.jp/genshiryoku\\_bousai/pdf/02\\_okunai\\_zantei\\_r.pdf](https://www8.cao.go.jp/genshiryoku_bousai/pdf/02_okunai_zantei_r.pdf)

しかし他方で、原子力規制委員会は「屋内退避により、吸入による内部被ばくを、木造家屋においては4分の1程度、気密性の高いコンクリート建屋のような施設においては20分の1程度に抑えることができる」としています。両者を比較すれば、屋内退避での内部被ばくの低減効果は、表のように全く異なります。

内部被ばくの低減効果		
内閣府等報告	陽圧化装置あり	99%低減
内閣府等報告	高気密・自然換気	33%低減
内閣府等報告	木造・自然換気	記載なし
規制委	高気密・自然換気	95%程度低減
規制委	木造・自然換気	75%程度低減

#### 1. 内閣府から、報告書の内容について説明を受けていますか？

説明を受けていない場合は、関西広域連合として、説明を求めるべきではないでしょうか？同時に、規制委員会に対しても、見解を求めるべきではないでしょうか？

#### 2. 屋内退避では内部被ばくは避けられないため、少なくとも30km圏内では、安定ヨウ素剤の事前配布が必要ではないでしょうか？

3. 内閣府は、上記報告書の末尾に「屋内退避が安全の第一歩！」というパンフレット〔別紙2参照〕をつけています。これは、「陽圧化」していない一般住宅においても「放射線による影響を回避したり、低減させることができます」と書かれており、十分に被ばくが低減できるとの印象を与えるものです。

このパンフレットは、撤回して回収するよう求めるべきではないでしょうか？

#### 4. 屋内退避では内部被ばくを防ぐことはできないため、屋内退避を基本とする避難計画については、抜本的に見直す必要があるのではないのでしょうか？

規制委員会に見直しを求めるべきではないのでしょうか？

### 〔3〕大阪地裁の12月4日判決を踏まえて

12月4日に大阪地裁は、大飯原発3・4号の設置許可を取り消すよう命じる判決を出しました。住民勝訴の画期的な判決です。基準地震動の策定において、原子力規制委員会自らが定めた「審査ガイド」を無視して、地震規模（地震モーメント）を経験式の平均値のみで算出し、「ばらつき」を考慮せず、基準地震動が過小評価となることを認めました。判決では、規制委員会の審査につ

いて、次頁のように「看過し難い過誤、欠落がある」と厳しく批判しています。

国相手の行政訴訟で、原発の設置許可の取り消しを命じた判決は初めてのことで、自らが定めた「審査ガイド」を無視した規制委員会の根本的な姿勢そのものが問題とされたのです。規制委員会は、他の原発の審査でも基本的に「ばらつき」を無視しています。そのためこの判決は、大飯原発だけでなく、他の原発の基準地震動の評価にも波及し、設置許可そのものが改めて問われることとなります。

原子力規制委員会は、経験式が有するばらつきを考慮した場合、これに基づき算出された地震モーメントの値に何らかの上乗せをする必要があるか否か等について何ら検討することなく、本件申請が設置許可基準規則 4 条 3 項に適合し、地震動審査ガイドを踏まえているとした。このような原子力規制委員会の調査審議及び判断の過程には、看過し難い過誤、欠落があるものというべきである。(判決要旨 4 頁 別紙 3 参照)

1. 大阪地裁の判決を重く受け止め、関電の全ての原発の耐震安全性を評価し直すように、国に求めるべきではないでしょうか？安全性が確認できるまでは、原発の運転は認められないと表明すべきではないでしょうか？

2. 関電と国は、国内初となる 40 年超えの原発を再稼働しようとしています。関電は、美浜 3 号を来年 1 月、高浜 1 号を同 3 月、高浜 2 号を同 5 月に再稼働すると表明しています。美浜 3 号では、判決に即して「ばらつき」を考慮した場合、現行の基準地震動 993 ガルは、1,330 ガルになります。そのため、地震に耐えることはできず、大事故に至る危険があります。

さらに、老朽原発は重要な機器（原子炉圧力容器や電気ケーブル等）を取り替えることはできないという特有の危険もあります。

現在、関電の原発は全て止まっていますが、電気は足りています。

住民の安全を守るため、老朽原発の再稼働は認められないと表明すべきではないでしょうか？

2020 年 12 月 14 日

避難計画を案ずる関西連絡会

(連絡先団体：グリーン・アクション／原発なしで暮らしたい丹波の会／脱原発はりまアクション／原発防災を考える兵庫の会／美浜の会／避難計画を考える滋賀の会)

この件の連絡先団体：美浜の会：大阪市北区西天満 4-3-3 星光ビル 3 階 TEL:06-6367-6580